

世帯構成と世帯構造の変化

—島根県農村の比較分析—

池ノ上正子・清水 浩昭

1. はじめに

武井正臣教授によれば、「日本の庶民の家族類型には東北日本型（『家』的）と西南日本型（非『家』的）という二大類型があるということになるであろう。また両類型とも、近代以前に形成されていたもので、そういう意味では伝来的あるいは固有の家族類型といてよい。この二つの固有の家族類型は、ともに、明治以後、近代化の波に洗われて、漸次その固有性を失い、資本制社会に適應するための新しい家族形態に自らを変容させてきた。したがって、現在の家族形態は、西南型においても東北型においても、それぞれの典型に近いものから、全く新しい型に変わったものに至るまで、無数の変化型において存在しているのである。しかしこの変化型は、固有の家族類型とこれに加えられた新しい条件の作用力の相関関係において成立したものであるから、それぞれの原型である西南型あるいは東北型家族類型の考察をめぐりにしては、その正当な認識をえることはできない¹⁾」という。

このような武井教授の指摘を念頭において、小稿では、島根県斐川町（出雲地方）と温泉津町（石見地方）における世帯構成と世帯構造およびその変動過程の比較分析を試みたい。

2. 世帯構造の分析視角

世帯構成と世帯構造およびその変動過程をいかなる視角から分析するかについては、今日まで様々な議論が展開されてきた。しかし、最近の研究動向をみると、家族観ないし家族規範を指標にした分析が潮流になりつつあるように思われる。その代表的な研究者として光吉利之教授を挙げることができよう。

そこで、小稿では、光吉教授が提示した規範的要素と状況的要素を指標にして世帯構成と世帯構造およびその変動過程を分析することにした²⁾。

なお、わが国の家族研究史との関連で光吉教授が提示した類型論³⁾を整理するとつぎのようになる。

(1)西南日本型Ⅰ（夫婦家族制規範の規定力が強く、状況的要素もそれにそくして構造化されているタイプ）

(2)西南日本型Ⅱ（夫婦家族制規範の規定力が強いが、状況的要素がそれに対応しえない条件をそなえているタイプ）

(3)東北日本型Ⅱ（イエ規範の規定力は維持されているが、状況的要素がそれに対応しえない条件をそなえているタイプ）

(4)東北日本型Ⅰ（イエ規範の規定性が強く、状況的要素もそれにそくして構造化されているタイプ）

1) 武井正臣、「西南日本型家族における相続と扶養」、潮見俊隆、渡辺洋三編、『法社会学の現代的課題』、東京大学出版会、1971年、p.226。

2) 光吉利之、「家族の変化」、光吉利之ほか、『家族社会学入門』、有斐閣、1979年、p.39。

3) 光吉利之、「家族の変化」、pp.41-42。

このような類型論を念頭において島根県農村に内在する世帯構造とその変化の様相を地域差に焦点をあてて明らかにしたい。

3. 世帯構成と世帯構造

ここで用いる資料は、厚生省人口問題研究所が昭和62年に実施した「世帯形成の地域差に関する人口学的調査⁴⁾」結果のうち、島根県斐川町と温泉津町に関するものである。

(1) 斐川町と温泉津町の概要

昭和60年時点（「国勢調査」）における島根県の人口と世帯の動向を市町村別に検討し、島根県内における斐川町と温泉津町の位置づけを試みることにしよう。

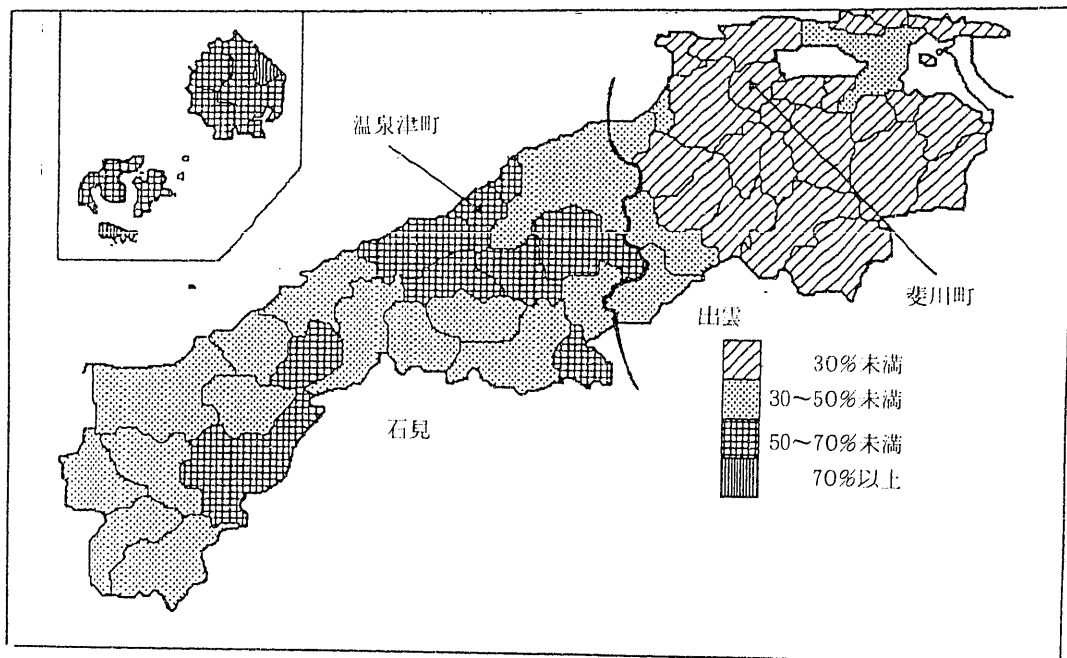
まず、人口規模をみると、市部では「10万～20万未満」が1.7%、「5万～10万未満」が5.1%、「3万～5万未満」が5.1%、「3万未満」が1.7%、町村部では「2万～3万未満」が1.7%、「1万～2万未満」が10.2%、「5千～1万未満」が37.3%、「5千未満」が37.3%となっている。

つぎに、老年人口比率（県の平均値は15.3%）をみると、「7～10%未満」が3.4%、「10～13%未満」が11.9%、「13～16%未満」が27.1%、「16～19%未満」が23.7%、「19～22%未満」が23.7%、「22%以上」が10.2%となっている。

さらに、老人核家族的世帯率（県の平均値は17.4%）をみると、「30%未満」が40.7%、「30～50%未満」が32.2%、「50～70%未満」が23.7%、「70%以上」が3.4%となっている。

このような島根県の全体状況をふまえて二町の位置づけを行うと、斐川町は、人口24,592人、老年人口比率14.1%、老人核家族的世帯率12.1%であるのに対して、温泉津町は、人口5,283人、老年人口比率26.3%、老人核家族的世帯率65.6%となっている。ということは、斐川町は、老年人口比率、老人核家族的世帯率ともに県の平均値を下回っている地域であるのに対して、温泉津町は、老年人口比率、老人核家族的世帯率ともに県の平均値を上回っている地域ということになる。

図1 島根県における老人核家族的世帯率の地域差（昭和60年）



4) 調査結果については、厚生省人口問題研究所（清水浩昭，伊藤達也，渡邊吉利，池ノ上正子担当），『昭和62年度 世帯形成の地域差に関する人口学的調査』，厚生省人口問題研究所，1989年を参照されたい。

このような斐川町と温泉津町にみられる老年人口比率と老人核家族的世帯率の差異は、出雲地方（老年人口比率、老人核家族的世帯率ともに県の平均値を下回っている）と石見地方（老年人口比率、老人核家族的世帯率ともに県の平均値を上回っている）との基本的な違いを反映しているということもできよう（図1参照）。

このような差異を念頭において二つの町における世帯構成と世帯構造およびその変動過程を「世帯形成の地域差に関する人口学的調査」結果を用いて明らかにしたい。

(2)世帯構成と世帯構造

ここでいう世帯構成とは、現実に存在している個々の世帯を特定の時点で構成の上から分類したものであり、世帯構造とは、ある社会ないしある世帯がどのような世帯を形成することを望ましいとしているかという規範ないし価値観念のことである。

世帯構成は、核家族世帯、その他の親族世帯、非親族世帯、単独世帯とに分類されており、世帯（家族）構造は、夫婦家族制（どの子の生殖家族とも同居しないのを原則とする家族。したがって、結婚によって成立し、夫婦の一方ないし双方の死亡で消滅にする、夫婦一代限りの家族）と直系家族制（一人の子の生殖家族とだけ同居するのを原則とする家族。その子は継嗣である。継嗣は男子、しかも長男と決められていることが多い。継嗣の生殖家族との同居を世代的にくり返すことにより、直系的に維持されていく家族）、複合家族制（二人以上の子の生殖家族と同居するのを原則とする家族。したがって多人数の家族となるが、親が死亡すれば、子の生殖家族ごとに分裂することが認められている家族）とに類型化されている⁵⁾。

このような世帯構成および世帯構造概念に基づいて、二つの町の状況をみることにしよう。

まず、世帯構成の推移をみると、斐川町の場合、昭和30年時点では、「その他の親族世帯」が「核家族世帯」を4.7ポイント上回っていたが、約30年後の昭和62年に至ると、その格差は16.8ポイント

表1 世帯構成の推移（島根県斐川町）

年次総数	核家族世帯					単独世帯	その他の親族世帯	核家族的世帯(再掲)	平均世帯人員
	小計	夫婦のみ	夫婦と子	男親と子	女親と子				
昭和30年 151 (100.0)	68 (45.0)	5 (3.3)	47 (31.1)	6 (4.0)	10 (6.6)	8 (5.3)	75 (49.7)	76 (50.3)	4.92
35 158 (100.0)	65 (41.1)	4 (2.5)	52 (32.9)	4 (2.5)	5 (3.2)	4 (2.5)	89 (56.3)	69 (43.7)	5.07
40 181 (100.0)	75 (41.4)	3 (1.7)	64 (35.4)	3 (1.7)	5 (2.8)	5 (2.8)	101 (55.8)	80 (44.2)	4.88
45 193 (100.0)	87 (45.1)	9 (4.7)	69 (35.8)	2 (1.0)	7 (3.6)	6 (3.1)	100 (51.8)	93 (48.2)	4.62
50 198 (100.0)	82 (41.4)	11 (5.6)	63 (31.8)	2 (1.0)	6 (3.0)	4 (2.0)	112 (56.6)	86 (43.4)	4.62
55 209 (100.0)	79 (37.8)	9 (4.3)	61 (29.2)	3 (1.4)	6 (2.9)	5 (2.4)	125 (59.8)	84 (40.2)	4.57
60 222 (100.0)	84 (37.8)	17 (7.7)	63 (28.4)	2 (0.9)	2 (0.9)	10 (4.5)	128 (57.7)	94 (42.3)	4.41
62 227 (100.0)	90 (39.6)	18 (7.9)	68 (30.0)	3 (1.3)	1 (0.4)	9 (4.0)	128 (56.4)	99 (43.6)	4.26

(注) 核家族的世帯 = 核家族世帯 + 単独世帯。

表2 世帯構成の推移（島根県温泉津町）

年次総数	核家族世帯					単独世帯	その他の親族世帯	核家族的世帯(再掲)	平均世帯人員
	小計	夫婦のみ	夫婦と子	男親と子	女親と子				
昭和30年 151 (100.0)	81 (53.6)	10 (6.6)	55 (36.4)	5 (3.3)	11 (7.3)	17 (11.3)	53 (35.1)	98 (64.9)	3.89
35 158 (100.0)	86 (54.4)	8 (5.1)	66 (41.8)	1 (0.6)	11 (7.0)	12 (7.6)	60 (38.0)	98 (62.0)	4.10
40 163 (100.0)	87 (53.4)	14 (8.6)	64 (39.3)	2 (1.2)	7 (4.3)	15 (9.2)	61 (37.4)	102 (62.6)	3.93
45 177 (100.0)	102 (57.6)	33 (18.6)	61 (34.5)	2 (1.1)	6 (3.4)	16 (9.0)	59 (33.3)	118 (66.7)	3.55
50 186 (100.0)	111 (59.7)	40 (21.5)	59 (31.7)	3 (1.6)	9 (4.8)	21 (11.3)	54 (29.0)	132 (71.0)	3.34
55 199 (100.0)	114 (57.3)	50 (25.1)	53 (26.6)	2 (1.0)	9 (4.5)	29 (14.6)	56 (28.1)	143 (71.9)	3.54
60 212 (100.0)	107 (50.5)	51 (24.1)	47 (22.2)	1 (0.5)	8 (3.8)	43 (20.3)	62 (29.2)	150 (70.8)	2.87
62 218 (100.0)	111 (50.9)	58 (26.6)	43 (19.7)	1 (0.5)	9 (4.1)	47 (21.6)	60 (27.5)	158 (72.5)	2.80

(注) 核家族的世帯 = 核家族世帯 + 単独世帯。

5) 森岡清美, 「家族の類型と分類」, 森岡清美編, 『家族社会学〔新版〕』, 有斐閣, 1983年, p.12.

差にまで広がってきている。ところが、温泉津町は、昭和30年時点でも「核家族世帯」が「その他の親族世帯」を上回っており、この傾向は今日まで存続していると同時に、「単独世帯」も増加傾向にある（表1および表2参照）。

つぎに、世帯構造を昭和30～34年時点における65歳以上の世帯帰属率でみると、「核家族的世帯」で生活しているものは斐川町が8.6%、温泉津町が13.6%であった。ところが、これを昭和60～62年時点で見ると、斐川町が15.4%、温泉津町が62.9%となっている（表3参照）。

この結果をみると、斐川町は、この約30年間に東北日本型Ⅱから東北日本型Ⅰへと変化しているのに対して、温泉津町は、東北日本型Ⅱから西南日本型Ⅰへと変化してきているといえよう。

表3 年齢別世帯構成別世帯人員（昭和60～62年）

地域	年齢	総数	核家族世帯					単独世帯	その他の親族世帯	核家族的世帯(再掲)
			小計	夫婦のみ	夫婦と子	男親と子	女親と子			
島根県 斐川町	総数	969 (100.0)	279 (28.8)	35 (3.6)	237 (24.5)	4 (0.4)	3 (0.3)	9 (0.9)	682 (70.4)	288 (29.7)
	15歳未満	187 (100.0)	49 (26.2)	—	49 (26.2)	—	—	—	138 (73.8)	49 (26.2)
	15～64歳	620 (100.0)	210 (33.9)	26 (4.2)	179 (28.9)	2 (0.3)	3 (0.5)	4 (0.7)	407 (65.7)	214 (34.5)
	65歳以上	162 (100.0)	20 (12.4)	9 (5.6)	9 (5.6)	2 (1.2)	—	5 (3.1)	137 (84.6)	25 (15.4)
島根県 温泉津町	総数	608 (100.0)	302 (49.7)	108 (17.8)	170 (28.0)	3 (0.5)	22 (3.6)	42 (6.9)	265 (43.6)	344 (56.6)
	15歳未満	92 (100.0)	36 (39.1)	—	34 (37.0)	—	3 (3.3)	—	56 (60.9)	36 (39.1)
	15～64歳	365 (100.0)	199 (54.5)	58 (15.9)	124 (34.0)	3 (0.8)	14 (3.8)	14 (3.8)	153 (41.9)	213 (58.4)
	65歳以上	151 (100.0)	67 (44.4)	50 (33.1)	12 (8.0)	—	5 (3.3)	28 (18.5)	56 (37.1)	95 (62.9)

(注) 核家族的世帯 = 核家族世帯 - 単独世帯。
 実数は期間平均値（ただし、小数点以下の数値は四捨五入）。
 年齢不詳は除いた。

4. 世帯構成と世帯構造の変化

つぎに、このような世帯構成と世帯構造の変化に寄与した人口学的条件との関連をみてみよう。

ここでは、「国勢調査」で表章されている世帯の家族類型に基づいて世帯構成の変化をパターン化してみた。この点について若干の説明を加えると、例えば、昭和30年時点では、「夫婦と子供からなる世帯」であったが、35年には「その他の親族世帯」になり、55年に「夫婦と子供からなる世帯」になったとする。とすれば、この変化のパターンは、「核家族世帯Uターン型」となる。以下同様にして世帯構成が変化した時点をつなぎ合わせてパターン化したのが世帯構成の変化型ということになる。このようにしてパターン化すると、12のタイプに小分類することができる。この小分類を、さらに、昭和62年時点で「核家族世帯」であったものをⅠ、「単独世帯」であったものをⅡ、「その他の親族世帯」であったものをⅢにし、これを大分類とした（表4参照）。

このような世帯構成の変化のパターンに基づいて、まず、斐川町をみると、大分類ではⅢの「その他の親族世帯へ

表4 世帯構成の変化の型別世帯数（昭和30～62年）

変化の型		島根県 斐川町	島根県 温泉津町
総	数	227 (100.0)	218 (100.0)
Ⅰ	小計	90 (39.6)	111 (50.9)
	核家族世帯不変型	57 (25.1)	65 (29.8)
	核家族世帯Uターン型	4 (1.8)	13 (6.0)
	単独世帯から核家族世帯への変化型 その他の親族世帯から核家族世帯への変化型	12 (5.3) 17 (7.5)	19 (8.7) 14 (6.4)
Ⅱ	小計	9 (4.0)	47 (21.6)
	単独世帯不変型	4 (1.8)	8 (3.7)
	単独世帯Uターン型	1 (0.4)	2 (0.9)
	核家族世帯から単独世帯への変化型 その他の親族世帯から単独世帯への変化型	3 (1.3) 1 (0.4)	21 (9.6) 16 (7.3)
Ⅲ	小計	128 (56.4)	60 (27.5)
	その他の親族世帯不変型	50 (22.0)	18 (8.3)
	その他の親族世帯Uターン型	21 (9.3)	8 (3.7)
	核家族世帯からその他の親族世帯への変化型 単独世帯からその他の親族世帯への変化型	55 (24.2) 2 (0.9)	28 (12.8) 6 (2.8)

(注) Ⅰ（核家族世帯への変化型）、Ⅱ（単独世帯への変化型）、Ⅲ（その他の親族世帯への変化型）。

の変化型」が最も多く、つぎが、「核家族世帯への変化型」、「単独世帯への変化型」となっている。これを小分類でみると、「核家族世帯不変型」が最も多く、つぎが、「核家族世帯からその他の親族世帯への変化型」、「その他の親族世帯不変型」とつづいている。つぎに、温泉津町をみると、大分類では「核家族世帯への変化型」が最も多く、つぎが、「その他の親族世帯への変化型」、「単独世帯への変化型」となっている。これを小分類でみると、「核家族世帯不変型」が最も多く、つぎが、「核家族世帯からその他の親族世帯への変化型」、「核家族世帯から単独世帯への変化型」とつづいている（表4参照）。

ここに示した世帯構成の変化型と人口変動との関連を具体的な事例で示すと、つぎのようになる。

〔斐川町の事例〕

まず、「核家族世帯不変型」をみると、「出生」による影響が最も多く、つぎが、「特定要因なし」となっている。これを具体的な事例で示すと、昭和30年時点では、世帯主（50歳）とその妻（52歳）、長男（13歳）、次男（9歳）からなる「核家族世帯」（「夫婦と子供からなる世帯」）であったが、やがて、世帯主が「死亡」し、長男が「転出」してしまったため、43年には、世帯主（65歳）、次男（22歳）からなる「核家族世帯」（「女親と子供からなる世帯」）となったが、その後、世帯主の「死亡」後に、次男の妻が「転入」することになったため「核家族世帯」（「夫婦のみの世帯」）に変化することになった。さらに、長男の「出生」によって、昭和50年には、世帯主（29歳）とその妻（29歳）およびその子（0歳）からなる「核家族世帯」（「夫婦と子供からなる世帯」）となっている。このようなタイプの家族は、主として「高度経済成長」期以降に創設・来住した若い世代にみられるものである。

つぎに、「その他の親族世帯不変型」をみると、「出生・死亡および転出」による影響が最も多くなっている。これを具体的な事例で示すと、昭和30年時点では、世帯主（49歳）とその妻（48歳）、長男（17歳）、次男（8歳）および父（68歳）、母（70歳）からなる「三世代のその他の親族世帯」であったが、やがて、次男が「転出」し、長男の妻が「転入（婚姻）」し、孫の「出生」、母の「死亡」という変化が生じ、世帯主も交代したため、51年には、世帯主（38歳）、その妻（38歳）と子供（13歳、10歳）、父（70歳）、母（69歳）および祖父（89歳）からなる「四世代のその他の親族世帯」に変化した。しかし、その後、祖父が「死亡」したため、53年には世帯主（40歳）とその妻（40歳）、子供（15歳、12歳）、父（72歳）、母（71歳）とからなる「三世代のその他の親族世帯」に変化した。ともあれ、この事例は、世帯主の直系尊属が「死亡」する以前に世帯主の子供が結婚すると、「その他の親族世帯」の連続性が維持・存続するケースが多いことを示している。

さらに、「核家族世帯からその他の親族世帯への変化型」をみると、「出生・転入・転出」による影響が最も多く、つぎが、「出生・死亡および転入・転出」となっている。この変化型についても具体的な事例を示すと、昭和30年時点では、世帯主（37歳）とその妻（35歳）および子供（12歳）からなる「核家族世帯」（「夫婦と子供からなる世帯」）であったが、その後、長女の夫が「転入（婚姻）」したため、昭和42年には、世帯主（49歳）とその妻（47歳）、長女（24歳）とその夫（28歳）からなる「二世代のその他の親族世帯」に変化した。ところが、やがて、長女夫妻に長女が「出生」したため、49年には、世帯主（56歳）とその妻（54歳）、長女（31歳）とその夫（35歳）およびその子（0歳）とからなる「三世代のその他の親族世帯」になっている。この事例をみると、「核家族世帯」から「その他の親族世帯」への変化は、配偶者の「転入（婚姻）」によって生じたことになる。

〔温泉津町の事例〕

まず、「核家族世帯不変型」をみると、「転出」によるものが最も多く、つぎが、「特定要因なし」

となっている。これを具体的な事例でみると、昭和30年時点では、世帯主（35歳）とその妻（29歳）、子供（17歳、5歳、3歳）からなる「核家族世帯」（「夫婦と子供からなる世帯」）であったが、やがて、長男が「転出」し、42年には、世帯主（47歳）とその妻（41歳）、子供（17歳、15歳）からなる「核家族世帯」（「夫婦と子供からなる世帯」）になったが、その後、長女が「転出」し、45年には世帯主（50歳）とその妻（44歳）、子供（18歳）からなる「核家族世帯」（「夫婦と子供からなる世帯」）になった。さらに、この世帯から次男が「転出」したため、昭和46年には、世帯主（51歳）とその妻（45歳）からなる「核家族世帯」（「夫婦のみの世帯」）になった。この事例でも明らかなように、この地域における「核家族世帯不変型」は、「転出」によって生じているケースが多い。したがって、この変化型は、後述する「核家族世帯から単独世帯への変化型」の前段階をなすものであると同時に、斐川町の「核家族世帯不変型」とは違った条件によるものであるといえよう。というのは、斐川町の場合は、主として、「高度経済成長」期以降に創設・来住した若い世代の世帯（「夫婦のみの世帯」）が子供の出生によって「夫婦と子供からなる世帯」へと変化した「核家族世帯不変型」が潮流となっているからである。

つぎに、「核家族世帯から単独世帯への変化型」をみると、「転出」によるものが最も多く、つぎが、「死亡」および「死亡・転出」になっている。これも具体的な事例でみると、昭和30年時点では、世帯主（56歳）とその妻（56歳）および子供（35歳）とからなる「核家族世帯」（「夫婦と子供からなる世帯」）であったが、その後、世帯主が「死亡」した。しかし、子供は未婚のままであったので、45年に至っても、世帯主（71歳）と子供（50歳）とからなる「核家族世帯」（「女親と子供からなる世帯」）になった。ところが、やがて、長女が「転出」したため、50年には、「単独世帯」（「独居老人世帯」）になった。この事例で明らかなように、この地域での世帯変動は、子世代の「転出」によってもたらされているケースが多いが、未婚の子供が「転出」せずにこの地域に残留し、その親世代が「死亡」したために「核家族世帯」から「単独世帯」に変化したケースもみられる（世帯の再生産も不可能になる可能性を内包しているということもできよう）。

さらに、「核家族世帯からその他の親族世帯への変化型」をみると、「出生・死亡および転入・転出」によるものが最も多く、つぎが、「出生・転出」と「出生・転入・転出」とつづいている。これを具体的な事例でみると、昭和30年時点では、世帯主（30歳）とその妻（26歳）および子供（5歳、3歳、1歳）とからなる「核家族世帯」（「夫婦と子供からなる世帯」）であったが、その後、長女、長男の「転出」と三男の「転出」とによって、49年には、世帯主（49歳）とその妻（45歳）およびその子供（22歳、18歳）とからなる「核家族世帯」（「夫婦と子供からなる世帯」）になったが、やがて、次男の妻の「転入（婚姻）」によって、世帯主（53歳）とその妻（49歳）、次男（26歳）とその妻（21歳）、三男（22歳）からなる「二世代のその他の親族世帯」に変化した。ところが、さらに、三男の「転出」と孫の「出生」とによって、54年には、世帯主（54歳）とその妻（50歳）、次男（27歳）とその妻（22歳）およびその子供（0歳）とからなる「三世代のその他の親族世帯」に変化した。この事例に示されているように、「核家族世帯からその他の親族世帯への変化型」は、「転入（婚姻）」と「出生」とによって生じているといえよう。

5. むすびにかえて

これらの結果をみると、島根県斐川町の家族の基本構造は直系家族制であるが、「高度経済成長」期以降に創設・来住した世帯は、世帯主世代が若年齢であるため「核家族世帯不変型」が比較的多い。対して、「高度経済成長」期以前に創設・来住した世帯は、「その他の親族世帯不変型」や「核家族世帯からその他の親族世帯への変化型」が多い。斐川町の家族構造が直系家族制であるにもかかわらず、「核家族世帯」率が比較的高いのはこのためである。したがって、「高度経済成長」期以降

図2 島根県斐川町の世帯変動の模式図

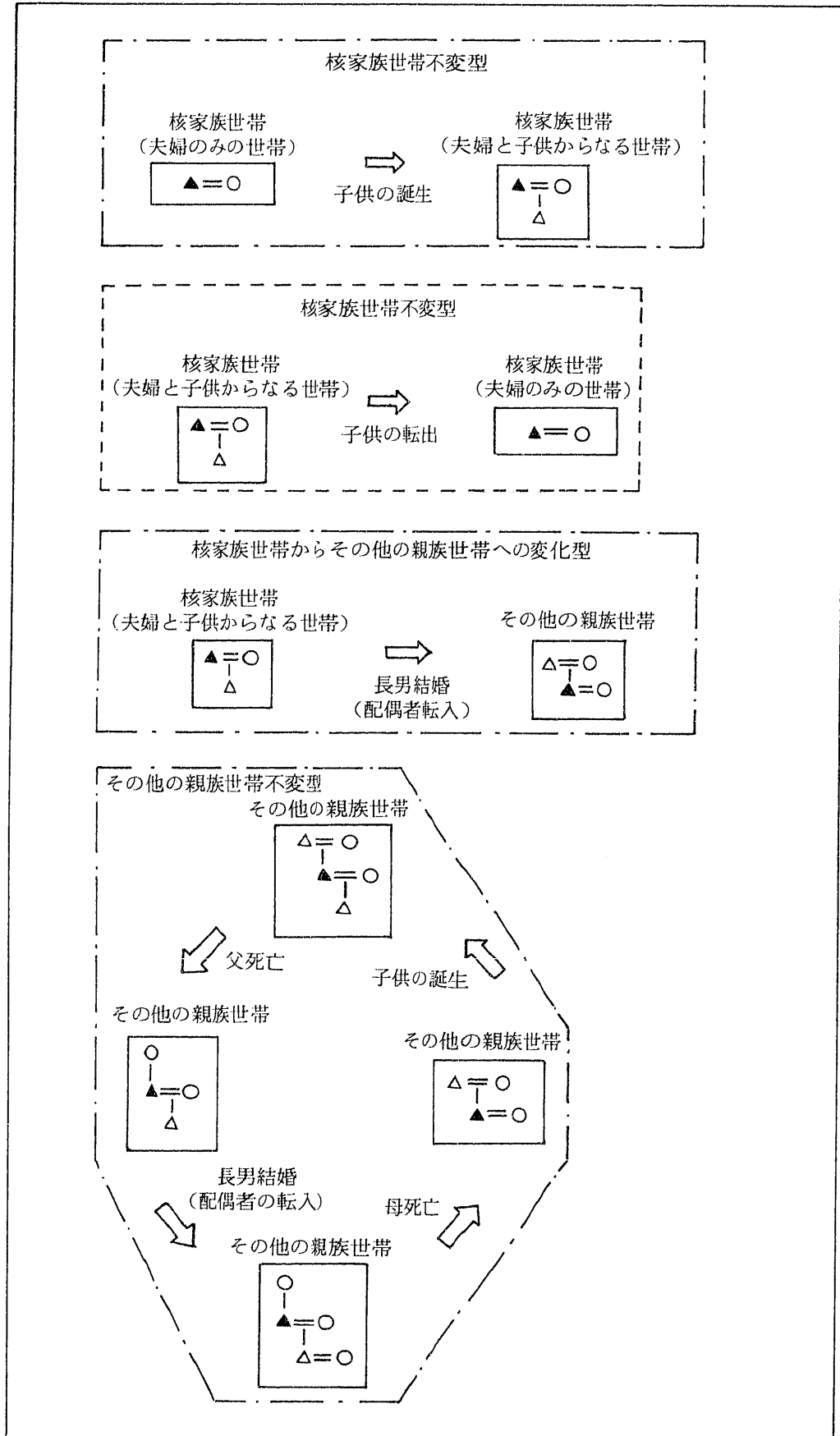
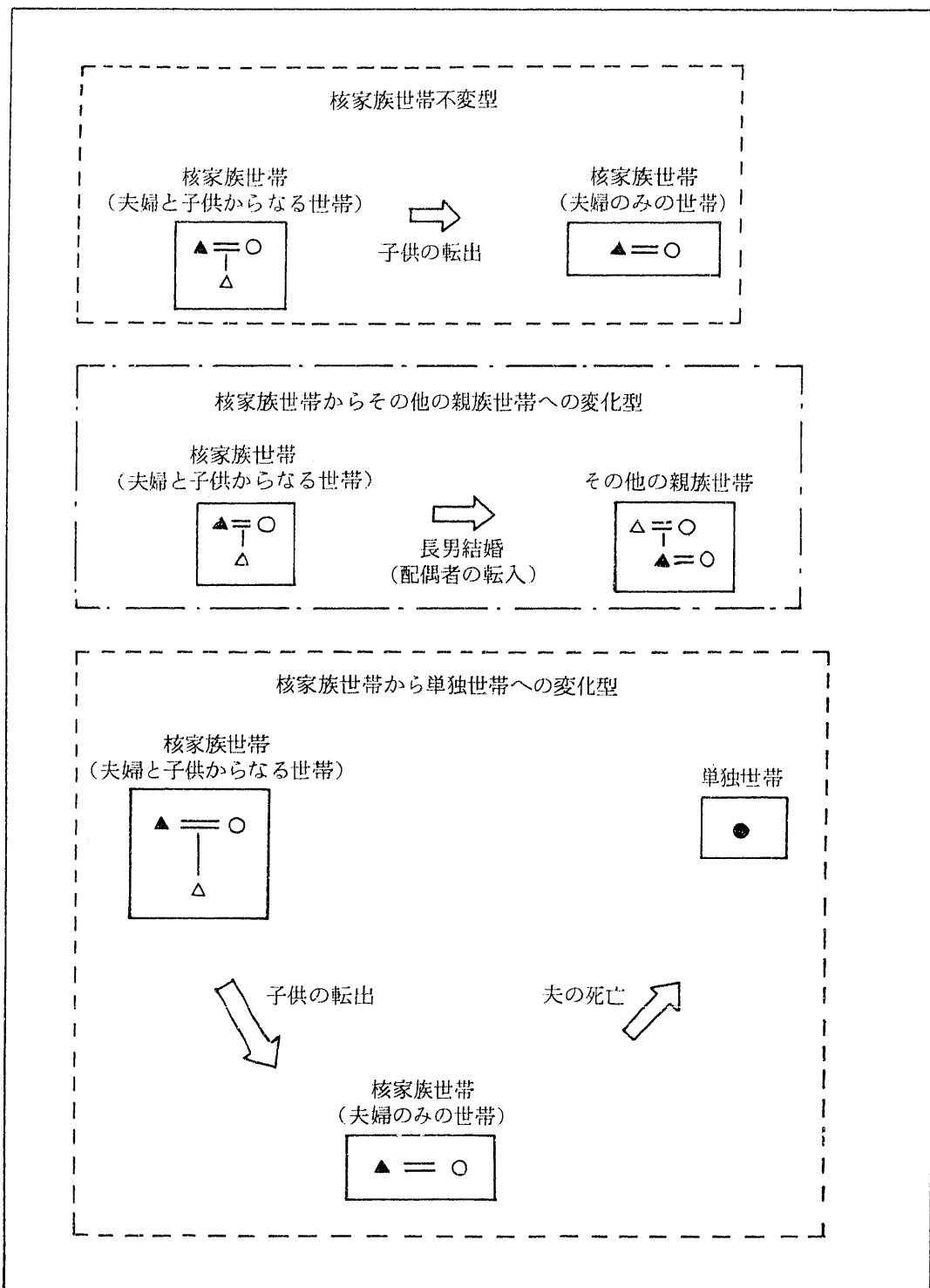


図3 島根県温泉津町の世帯変動の模式図



に創設・来住した世帯の動向が、山形県藤島町⁶⁾のタイプに接近するか否かの鍵をにぎっているといえよう(図2参照)。

ともあれ、斐川町の家族構造は、現時点においては、東北日本型Ⅰの特徴を示しているといえることができる⁷⁾。

温泉津町の家族の基本構造は直系家族制であるが、近年「夫婦と子供からなる世帯(「核家族世帯」)」が子供の全員「転出」によって「夫婦のみの世帯(「核家族世帯」)」に変化する「核家族世帯不変型」が現出しつつある。近年における、このような世帯変動の現出によって温泉津町は、直系家族制から夫婦家族制へと変化しつつある。したがって、温泉津町は、西南日本型Ⅰの特徴をますます体现しつつあるといえよう⁸⁾(図3参照)。

このような両地域にみられる家族構造の差異は、伝統的な家族構造⁹⁾と人口流出¹⁰⁾の違いによってもたらされたものと思われる。

6) この点については、清水浩昭・池ノ上正子、「人口変動と世帯構成および世帯構造の変化——山形県藤島町の事例分析——」、『人口問題研究』、第46巻1号、1990年4月、pp.83-89を参照されたい。

7) ただし、ここでは、世帯構造の指標を65歳以上人口の世帯帰属率でみている。しかし、これを75歳以上人口にすると、「核家族的世帯」生活者は8.6%になる。

8) ここでは、世帯構造の指標を65歳以上人口の世帯帰属率でみている。これを75歳以上人口とすると、「核家族的世帯」生活者は49.3%になる。したがって、75歳以上人口を指標にすると、東北日本型Ⅱということになる。

なお、ここでは、「核家族的世帯帰属率」が50%以上であれば、「夫婦家族制規範」に基づく家族・世帯構造であるとし、その比率が50%未満であれば、「イエ規範」に基づく家族・世帯構造であるとした。

9) 石見地方には、かつて「隠居制」が存在していたが、今日では、それが消滅してきたという報告がある。

武井正臣教授は、石見地方の二つの町(六日市町、匹見町)について「これら両町とも山間農村で耕地が少なく、農業だけに依存しては生計のなり立ちにくい地域であった。それで昔から、山仕事など家事以外の収入に依存する割合が多く、これが逆に別世帯慣行を維持していた。ところが、昭和期とくに戦後になって、青少年層を中心とする人口流出(現在、過疎の中心地帯である)、商品経済の浸透による生活水準の向上、それともなう家計の相対的な窮迫が、親子分割、兄弟分割を不可能にしはじめたのである。『ヘヤ(別世帯隠居のこと)をするのは不経済だ』という声が出はじめ、向上した生活水準の維持の必要性の前に、旧慣行が衰退しはじめたのである。これに、あとつきを含む人口流出が重なって旧慣行は急速に崩壊せざるをえなくなった」(武井正臣、「西南日本型家族における相続と扶養」、p.247)と述べている。このような背景があって、温泉津町(石見地方)では、「核家族世帯化」が顕在化してきていると考えることもできよう。

10) 斐川町と温泉津町の人口をみると、斐川町はこの30年間に2.1%増加したが、温泉津町はこの30年間に54.2%減少している。世帯も、斐川町はこの30年間に29.7%増加しているが、温泉津町は32.0%減少している。

このような人口・世帯状況の変化の背景には、経済的基盤の差異が存在しているものと思われる。そこで、農業事情(『1985年農業センサス』)をみると、斐川町の農家一戸当たり生産所得は622,000円(県平均396,000円)であるのに対して、温泉津町は326,000円となっている。つぎに、耕地10a当たり生産農業所得をみると、斐川町は61,000円(県平均53,000円)であるのに対して、温泉津町は40,000円となっている。さらに、一戸当たりの平均経営耕地面積をみると、斐川町は102a(県平均66a)であるのに対して、温泉津町は54aとなっている。

このような社会・経済的および文化的(とりわけ家族規範)差異が両町における違いをもたらしたのではなかろうか。